

「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

茨城県高体連バレーボール専門部

1. 本ガイドラインの趣旨

合同チームは「部員不足」により単独校での大会参加を見合わせていたチームに出場機会を与えるもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

2. 合同チームの編成

1) 部員とは各種大会に参加申し込み可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

2) 部員不足とは単一の学校で部員が5人以下であることを指す。

3) 公立高校、私立高校を問わず、いずれの組合せも可とする。

4) 合同チームを構成する学校数は制限しない。

選手登録は単独チームと同様に18名までとする。

※上位大会はその大会の規定（関東14名まで、全国高校総体12名まで）に準ずる。

5) 監督・コーチ・マネージャー・選手のエントリー人数は単独チームと同一とする。

6) 引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。

7) ①合同チーム申請書は別紙『様式1』を使用する。

『様式1』は茨城県高体連バレーボール専門部HP（以下、専門部HP）からダウンロードする。

作成する際、「3 合同チームを編成する理由」の欄に出場する地区、「4 合同チームを編成する学校」の欄に部員数を記載すること。

②地区を越えての合同チームを認める。

③2つ以上の地区で構成された合同チームは、所属するいずれかの地区で大会の出場を認める。

④出場する地区については、合同チーム当該校間で協議、決定し、各学校長名でどの地区で出場するかを『様式1』に記載し、その大会を主管する地区の専門部に申請する。

『様式1』を受け取った地区委員長は『様式1』のコピーを保管し、原本は速やかに茨城県高体連バレーボール専門部（以下、県専門部）に提出する。

※申請後は県専門部で審査し、承認された場合は『様式2』にて各学校へ通知する。また『様式3』にて茨城県高等学校体育連盟（以下、県高体連）に報告を行う。

承認を得たチームは合同チーム用の出場申込書（専門部HPからダウンロード）を作成し、それを参加する地区大会の組合せ会議またはその大会当日に提出する。

3. 編成期間

1) 合同チームの編成期間は、各種大会申込時から本大会終了までとする。

2) 合同チームの編成は予選会から本大会までの期間で変更することはできない。本大会の出場権を得た場合、合同チームを構成しているいずれかのチームの部員不足が解消されても、合同チームで出場することとする。

4. チーム名

- 1) 原則として合同チームを構成する校名の連記とする。

5. ユニフォーム

- 1) ユニフォームは統一することが望ましい。
- 2) 合同チームを構成する各校別々のユニフォームを着用する場合は、背番号の重複を避け、リベロプレーヤーはリベロビブスを着用する。
リベロビブスは出場チームが準備する。

6. 合同チームの編成の特例

- 1) 合同チームを構成しているチームのうち、いずれかのチームが部員不足を解消した場合、部員不足が解消されていない構成チームは出場機会を失う可能性がある。そうしたチームの出場機会を確保するため、次の条件で合同チームを継続することを認めることがある。
 - ア. 部員不足が解消していないチームが、他の部員不足のチームと合同チームを組むことが地理的な条件などにより難しいと判断される場合。
 - イ. 合同チームを構成するチームが、それ以前の各種大会で合同チームとして参加実績のあるチーム同士である場合。
 - ウ. その他、合理的と判断される理由がある場合。但し、1の趣旨に反しないこと。
- 2) この特例を受ける場合は『様式1』を使用し、県高体連会長および県専門部に申請すること。表題の「特例」を丸で囲み「3 合同チームを編成する理由」にその理由を記載すること。
- 3) 特例適用の可否は、申請を受理した県専門部の審査を経て、県高体連会長が承認する。

7. シード権について

合同チームが得たシード権は、次回開催の大会に維持することができる。但し、チームの編成校を変更する場合は、シード権を維持することはできない。

作成：令和5年3月9日

施行：令和5年4月1日